

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(建築物の許可申請) 第十九条 (略)		(建築物の許可申請) 第十九条 (略)	
許可の種類別	添付する図書又は書面	許可の種類別	添付する図書又は書面
法第四十二條第二項第二号、法第五十一條ただし書（法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、法第六十七條第三項第二号、法第六十八條第三項第二号、法第八十五條第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七條の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可	(略)	法第四十三條第二項第二号、法第五十一條ただし書（法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、法第六十七條第三項第二号、法第六十八條第三項第二号、法第八十五條第二項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第二項、第五項若しくは第六項の規定による許可	(略)
<p>3 2 (略)</p> <p>法第八十五條第五項又は法第八十七條の三第五項の規定による許可を申請しようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ前項に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、敷地等断面図及び各階平面図並びに別記様式第九号による建築許可計画書並びに申請を必要とする理由書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>		<p>2 (略)</p>	
<p>5 4 (略)</p> <p>前項の規定は、第三項に規定する者について準用する。この場合において、前項中「省令第十條の四第一項の規定による申請者」とあるのは、「前項に規定する者」と、「第一項に」とあるのは、「同項に」と読み替えるものとする。</p>		<p>3 (略)</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。